

平成22年11月2日

福岡県弁護士会紛争解決センターにおける医療 ADR

福岡県弁護士会

弁護士 徳田 宣子

1 福岡県の医療 ADR の概要（参考資料1 紛争解決センターパンフレット）

従前の紛争解決センターの一部として、医療紛争に特化した医療 ADR が平成21年10月1日に設立。

法律相談前置をとっている。申立手数料1万0500円で、解決金額に応じて成立手数料を負担していただいております、期日手数料はない（これらの点については通常事件と同様である）。

仲裁人は原則3名選任（診療行為とは無関係な単なるクレームについては1名選任）、主任仲裁人（元裁判官や学識経験者である会員を比較的多く選任している）のほか、医療機関側代理人の経験を有する弁護士、患者側代理人の経験を有する弁護士で構成している。

2 現状（参考資料2「医療 ADR 集計」参照）

（1）平成21年度

平成21年度は、10月1日からの開始ながら、半年間で22件と申立件数が多かった。

しかしながら、22件中（うち回答待ち1件、取り下げ1件）、応諾されたのが8件（約36%）と低く、不応諾12件と半数以上が不応諾という結果に終わった。なお、応諾された事案のうち和解成立が4件、継続中が3件取り下げが1件と和解率は5割である。

また、申立人に代理人が就任したのは6件のみであり、本人申し立て事案が多いのも特徴的であった。

（2）平成22年度

平成21年度は約半年間で申立件数は9件であり、減少傾向にはあるものの安定した申立件数を維持している。

9件中（うち回答待ち2件）、応諾されたのが4件（約44%）と回答済事

件の半数を超え、不応諾は3件である。以下のような紛争解決センターの取り組みが功を奏しているのではないかと考えられる。

3 問題点とその改善に向けた取り組み

(1) 問題点

福岡県では、開始当初、想定以上の申立を受けることができ、順調にスタートを切ったが、申し立てても不応諾に終わることが多く、医療機関側からの理解を求めることが急務と考えられた。

(2) 紛争解決センターとしての取り組み

ア 相手方となる医療機関側への働きかけ

- ①相手方に申立書を送付する際に医療 ADR の説明文書を添付（参考資料3「医療 ADR について」）
- ②回答期限までに回答書が来ない場合、督促文書を送付する
- ③期日、時間、開催場所について、応諾しやすいよう対応する（旨伝える）
- ④不応諾の回答があった場合も、事案に応じては担当者（当会紛争センター運営委員会委員）から応諾するよう説得を試みる

イ 医師会との協議

医師会の医事調停との連携の必要性があることや診療時間外での ADR 実施や電話会議の実施を検討してほしいという意見の他、医療機関では対応困難な患者への対応として医療機関側からの利用も考えているという意見が出された。また、明らかに不適切な申立があることが指摘され、以後当会紛争センター運営委員が申立書の補正を紹介弁護士（法律相談を担当した弁護士）を通じて依頼するようにしている。

4 今後に向けて

幅広く医療 ADR を使ってもらうために、会員向け研修会を行ったり、広報に力を入れるなどするとともに、医師会との協議を続けるなどして応諾率がさらに改善されるよう取り組んでいく。

以上

時間をかけずに
トラブルを
解決したい。

裁判までするのは
ちよつと…
でも、このままでは
納得できない。

あまり
費用をかけずに
トラブルを
解決したい。

そんなときこそ、

弁護士会の

あっせん仲裁

紛争解決センターで解決しよう!



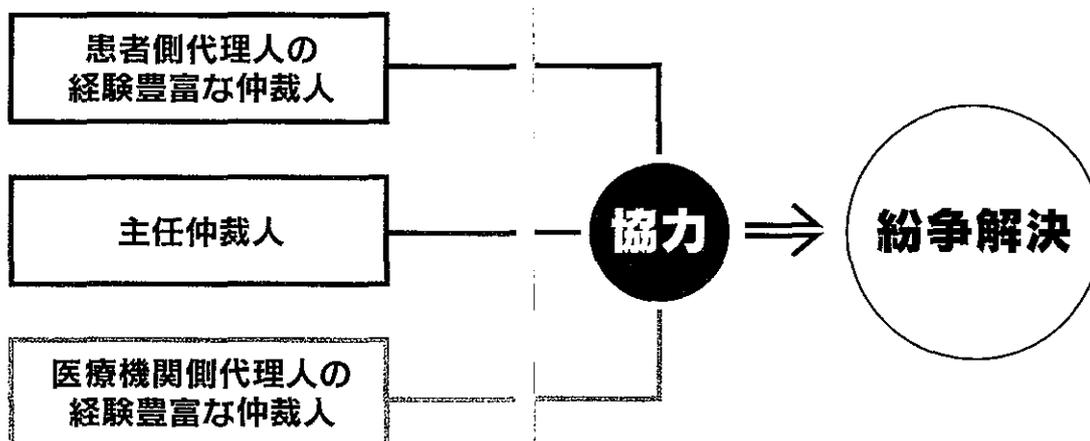
福岡県弁護士会
紛争解決センター

医療ADRのお知らせ

《平成21年10月1日創設》

従来、医療紛争は専門性が高く話し合
21年10月1日から医療事件を多数
ADRが開設されることとなりました。

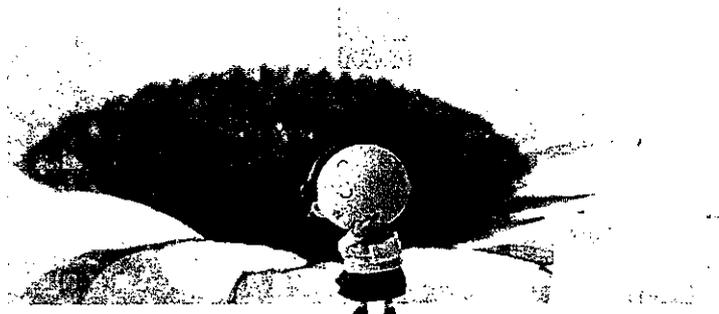
いは難しいと考えられてきましたが、平成
扱う経験豊富な弁護士が仲裁人となる医療



医療紛争の実態を良く知っている弁護士
医療紛争に関する問題につき充実した話

が仲裁人に加わるため、従来理解されづかった
し合いが行われます。

弁護士会の 紛争解決センターってなに?



Q1 紛争解決センターではどんなことをするの?
 仲裁人がトラブルについて当事者双方の言い分を聞いた上で、法律的な観点から方針を示したり、解決案を提示して話し合いで解決できるように「あっせん」をしたり、あるいは当事者双方からの申し出があれば、裁判所の判決に相当する「仲裁判断」を出します。

Q2 どんなトラブルについて利用できるの?
 事案の種類や金額の多少は問いません。各種の事故の損害賠償、金銭のトラブル、家庭内のもめごと、相続問題、従業員の解雇をめぐるトラブル等様々な事案に幅広く利用できます。

Q3 どんな人が仲裁人としてあっせん・仲裁をしてくれるの?
 経験豊富な弁護士が仲裁人になります。仲裁人は双方の言い分をよく聞いたうえで、公平・中立な立場で妥当な解決をはかるように努力します。
 必要に応じ各分野の専門家の助言を得ることもできます。

Q4 どれくらい時間がかかるの?
 早期の解決を目指しますのでおおよそ3ヶ月程度で解決するよう努力します。そのため、1回ごとに十分な時間をとります。

Q5 紛争解決センターを利用するにはどうしたらいいの?
 まず弁護士による法律相談を受けていただく必要があります。その上で、弁護士から紛争解決センター宛の紹介状の交付を受けて、それを紛争解決センターへ提出して下さい。
 (注)交通事故の場合は、交通事故相談所の交通相談でも構いません。

- 天神センター** 092-741-3208
- 北九州センター** 093-561-0360
- 久留米センター** 0942-30-0144
- 飯塚センター** 0948-28-7555

紛争解決センターの費用は?



申立手数料
申立人 1件につき10,000円
 (消費税は別途必要になります)
 仲裁申立時に支払っていただきます。
 特別な事情がある場合は減額または免除されることがあります。(第1回期日前に申立が取り下げられたときは半額が返還されます。)

成立手数料
申立人・相手方 双方で負担
 (消費税は別途必要になります)
 仲裁判断がなされた場合または和解が成立した場合に、仲裁判断書・和解契約書に示された解決額を基準として次の割合により、成立手数料を算定し、原則としてこれを申立人と相手方で半分ずつ支払っていただきます。

※なお、特別の事情があるときは減額又は免除されることもありますので、仲裁人にご相談ください。

解決額	割合
100万円までの場合	8%
100万円を超え300万円までの場合	5%+3万円
300万円を超え3,000万円までの場合	1%+15万円
3,000万円を超える場合	0.5%+30万円

成立手数料 早見表

解決額	成立手数料額(双方で負担する合計額)
10万円	8,000円
30万円	24,000円
50万円	40,000円
100万円	80,000円
300万円	180,000円
500万円	200,000円
700万円	220,000円
1,000万円	250,000円
5,000万円	550,000円

(消費税は別途必要になります)

※通訳・鑑定等が必要な場合には、別途実費を負担していただくことになります。

紛争解決センターの 手続の流れ



ご注意
申立だけで時効を中断することはできませんのでご注意ください。

法律相談前置主義

申立の前に、あっせん・仲裁に適する事案かどうかの点を含め、弁護士による法律相談を受け、紹介状の交付を受けてください。

トラブル発生

法律相談

申立手数料
1件につき**10,000円**
(申立人のみ。消費税は別途必要になります。)

紛争解決センター受付

仲裁人は経験豊富な弁護士、元裁判官等が中心となっています。

仲裁人を選びます

相手方がどうしても期日に出席しない場合は手続きを進められません。相手の方も、とにかく申立人の言い分を聞いてみようというお気楽な気持ちで是非ご出席ください。

相手方へ通知して出席を呼びかけます

あっせん・仲裁のための期日

ご注意
仲裁人の仲裁判断には原則として不服申立ができませんので、ご注意ください。

仲裁の合意

和解成立

※あっせん・仲裁では、必要に応じて次の専門委員に参加いただき適切な解決を目指します。
医師、建築士、行政書士、公認会計士、司法書士、社会保険労務士、税理士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、弁護士

和解不成立

仲裁判断

仲裁判断は裁判所の判決と同じ効力があり、仲裁判断書で強制執行もできます。
(ただし、執行判決が必要です)

仲裁判断書

成立手数料
(申立人・相手方双方)

和解契約書

仲裁人が立会人となり、申立人・相手方双方の署名・押印を得て和解契約書を作成します。

医療ADR集計【平成22年10月15日現在】

【H22年度】

部会	申立件数	期日前					期日後			
		不受理	相手方応諾	相手方不応諾	取下	回答待ち	継続中	取下	和解成立	和解不成立
福岡	4	0	0	1	0	1	0	0	1	1
北九州	3	0	0	1	0	1	0	0	0	1
筑後	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1
計	9	0	0	3	0	2	0	0	1	3

【H21年度(平成21年10月～平成22年3月)】

部会	申立件数	期日前					期日後			
		不受理	相手方応諾	相手方不応諾	取下	回答待ち	継続中	取下	和解成立	和解不成立
福岡	11	0	0	7	0	0	1	1	2	0
北九州	7	1	0	3	0	1	0	0	2	0
筑後	4	0	0	2	0	0	2	0	0	0
計	22	1	0	12	0	1	3	1	4	0

平成 年（ ）第 号

平成 年 月 日

先生

福岡県弁護士会紛争解決センター

(担当職員 ●●)

TEL 092-741-3208

FAX 092-752-1330

医療 ADR について

拝啓

この度、貴殿を相手方とする仲裁の申立てがなされたことについては、別添の『仲裁のお知らせ(医療 ADR)』にて、お知らせしたところですが、本書面では、本手続(医療 ADR)の趣旨、内容等について説明いたします。

本手続は、医事紛争に精通した中立・公正な立場の弁護士3名(医療機関側・患者側の代理人経験を有する弁護士各1名を含む)があっせん・仲裁人となり、3回程度話し合いの中で、当事者双方の言い分を聞いた上、話し合いによる紛争解決を目指すものです。

このように、本手続は、あくまでも当事者双方の合意に基づく紛争解決を図る手続ですので、本手続を利用されるか否か、あるいは、利用されるとしてもその中であっせん・仲裁人から示された解決案に応じるか否かは、貴殿のご意向次第であり、何ら強制力を有するものではありません。

また、医師会の医事調停制度等、他の紛争解決手段のご利用を妨げるものでもありません。

本手続を利用されるメリットとしては、一般的に、

- ・簡易、迅速に医療紛争を法的外見を踏まえながらもそれに拘泥することなく、双方の納得のもとに解決し、当事者間の信頼関係を回復することができる
- ・あっせん・仲裁人という第三者を交えて、患者に対して説明する場としても利用できる
- ・法的責任があるが、金額面に争いがあるような事案あるいは法的責任の有無が微妙な場合でも金銭面での折り合いをつけることができる
- ・話し合いの日、時間、開催場所等については柔軟に対応できる
- ・非公開の手続きである

といったことが挙げられます。

一口に医事紛争と申しましても、医療機関側の法的責任の有無が正面から争われる事案から、医療機関側から詳しい説明を受けただけで患者側が納得される事案まで様々です。

相手方の言い分を確認するためにも、裁判という厳格な司法手続の俎上に乗せられる前に、中立・公平な第三者の関与の下、一度でも当事者間で話し合いの場を持たれることは、たとえ結果的に紛争の最終的な解決に至らなかったとしても、双方にとって有益なことでありこそすれ、決してどちらか一方に不利益に働くものではないと思われまます。

本手続にはこのようなメリットがあり、また、福岡県ではまだ馴染みの薄い制度ですが、東京都や愛知県等の他の地域では医療ADRによる紛争解決が医療機関側・患者側の双方で活発に利用され、一定の成果を上げているという実績もありますので、貴殿にも本手続の話し合いの席について頂きたく、お願い申し上げます。

本手続の期日（話し合いの日）、時間、場所につきましては、さしあたり別添の『仲裁のお知らせ（医療ADR）』に記載した通りに設定しましたが、不都合でしたら、別添の書面『期日の調整について』にご記入の上、回答書と一緒に当センターまでご返送いただければ、申立人等関係者と協議の上、調整させていただきます（日時につきましては、診療時間外を希望して頂いて結構です。場所につきましても、必要であれば病院で期日を開いた事例も過去にあります。）。

以上、本手続の趣旨、内容についてご理解頂き、本手続を医事紛争解決の1つの手段として積極的にご利用頂ければ幸いです。（医師会顧問）弁護士に知人がおありでしたら、同弁護士にご相談の上、ご協力ください。

敬具